

保護者の皆様へ

享栄高等学校
校長 長谷川信孝

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、ご承知のように新型コロナウイルス感染症の感染が続いております。本校に関係する皆様に感染の疑い等が生じた場合には、学校保健安全法第19条（※1）に基づき、原則として下記のように対応いたしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。万が一、保護者、生徒の皆様はじめご家族(同居人)に下記の内容に該当する状況が生じましたら、担任または学校までご連絡をお願いいたします。

今後の感染状況による急な変更・連絡等につきましては、ホームページ・メールマガジン・チームズにて配信いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

記

1. 生徒が感染した、または生徒がPCR検査等を受けて結果待ちの場合

- (1) 生徒が感染した場合は、保健所等の指示に基づいて原則として**10日間**の出校停止とする。学校は保健所の指示に基づいて、学級閉鎖や校内の消毒等の措置を講ずる。
- (2) 生徒が結果待ちの場合は、結果が判明するまで出校停止とする。陰性が確認された時点で体調に問題なければ登校を認める。尚、陽性が確認された場合には「上記1(1)」に準ずる。

2. 家族(同居人)が感染、または感染者と接触があり生徒が濃厚接触者と判断される可能性がある場合（※2）

- (1) 保健所等の指示に基づいて原則として**7日間**の出校停止とする。

3. 家族(同居人)が濃厚接触者と判明、または家族(同居人)がPCR検査等を受けて結果待ちの場合

- (1) 濃厚接触者の家族が体調に問題なくPCR検査を受けない場合は、原則として**5日間**の出校停止。
- (2) 濃厚接触者、家族等の結果待ちの場合は、結果が判明するまで出校停止とする。陰性が確認された時点で家族、生徒の体調に問題なければ登校を認める。尚、陽性が確認された場合には「上記2」に準ずる。

4. 教職員が、上記1～3に該当した場合についても、同等の処置とする。

(注1) 休校ならびに出校停止中においては外出を控えること。

(注2) 夏休み等、長期休業中の感染についても、速やかに担任または学校(管理職)に報告すること。

以上

備考

※1 学校保健安全法19条【出校停止】

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又かかる恐れのある児童生徒等があるときには、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。

※2 濃厚接触者 定義（国立感染症研究所感染症疫学センター）

- ・新型コロナウイルス感染症の患者と発症日の2日前以降に接触した者。
- ・マスクなどの感染予防なしに新型コロナウイルス感染症の患者と1m程度の距離で15分以上の接触があった者。
- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者。
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者。
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。